

食品安全委員会第556回会合議事録

1. 日時 平成27年4月7日（火） 14:00～14:24

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・プリオン1案件

デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓について

(厚生労働省からの説明)

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・器具・容器包装「フタル酸ベンジルブチル（BBP）」に係る食品健康影響評価について

(3) 食品安全委員会の運営について（平成27年1月～3月）

(4) その他

4. 出席者

(委員)

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、石井委員、上安平委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 三木輸入食品安全対策室長

(事務局)

姫田事務局長、東條事務局次長、山本総務課長、関野評価第一課長、
鋤柄評価第二課長、植木情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、
木下リスクコミュニケーション官、高崎評価調整官

5. 配布資料

資料1 食品健康影響評価について

資料2 器具・容器包装「フタル酸ベンジルブチル（BBP）」に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

資料3 食品安全委員会の運営について（平成27年1月～3月）

6. 議事内容

○熊谷委員長 ただいまから第556回「食品安全委員会」会合を開催します。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省から三木輸入食品安全対策室長に御出席いただいております。

なお、事務局で幹部の人事異動がありましたので、事務局から紹介をお願いします。

○姫田事務局長 4月1日付で評価第二課長として鋤柄が、リスクコミュニケーション官として木下が着任いたしましたので、御紹介いたします。

○鋤柄評価第二課長 鋤柄でございます。よろしくお願いいたします。

○木下リスクコミュニケーション官 木下でございます。よろしくお願いいたします。

○熊谷委員長 よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の「食品安全委員会（第556回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○山本総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は3点ございます。

資料1が「食品健康影響評価について」。

資料2が「器具・容器包装に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料3が「食品安全委員会の運営について（平成27年1月～3月）」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○熊谷委員長 続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○山本総務課長 事務局において、平成26年1月7日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○熊谷委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただいまの事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1にありますとおり、厚生労働大臣から、3月30日付でプリオン1案件について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、厚生労働省の三木輸入食品安全対策室長から説明をお願いします。

○三木輸入食品安全対策室長 厚生労働省の三木でございます。本年度もよろしくお願いをいたします。

それでは、資料1をご覧くださいと思います。デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓の輸入条件の設定についてということで、先月、3月30日に諮問をさせていただいたところでございます。内容について簡単に御説明をさせていただきます。裏面をめくっていただきますと別紙がついてございますので、これに基づいて御説明をいたします。

基本的には、これまで諮問をした国のものと同様の内容になってございます。趣旨と背景といたしましては、2001年以降にBSE発生国については、法的に牛肉、それから、その加工品等について輸入を禁止するという方向で対応してきてございまして、デンマークについても同様の対応をとってきたところでございます。

具体的な諮問の内容についてでございますけれども、月齢の制限、SRMの範囲についても、これまでの諮問と同様という内容になってございます。

デンマークの概要でございますが、牛の飼養頭数が150万頭ぐらいの規模で、と畜頭数がその3分の1程度ということで、年間50万頭ぐらいという規模になってございます。BSEの対策の関係では、飼料規制については1990年に反すう類、その後、2001年には全ての動物に由来するたんぱく質の家畜飼料への使用禁止ということで、EUでございまして、EUの規制をそのまま踏襲して行っているところでございます。

BSEについてはこれまで19頭発生しておりまして、うち1頭が輸入牛での発生ということで、デンマーク生まれの牛については18頭ということでございます。うち1頭が非定型のBSEという状況になってございます。

SRMの規制についても、EUの規則に従いまして、2000年にSRMの焼却処理ということで行われているものでございます。

厚生労働省といたしましては、今回の諮問が、別紙の2に具体的な諮問内容について書いてございますし、さらに、この(1)、(2)、(3)では、従来どおりでございますけれども、評価を終えた後に国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた

場合のリスクを評価ということで、2段階の諮問という形になってございます。

この答申をいただいた段階では、これらの評価結果を踏まえまして、必要な管理措置の見直しを行うような方針とさせていただいているところでございます。

簡単でございますけれども、御説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただいまの説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いします。

三森委員。

○三森委員 1点お伺いいたします。ただいまの御説明では、デンマークでBSEが確認され、19頭ということだそうです。そのBSEについてですが、完全飼料規制後に生まれた牛はその中にはいたのでしょうか。

○三木輸入食品安全対策室長 全て1990～1999年の間に生まれております。2001年から完全飼料規制を行っておりますので、いずれもそれ以前に生まれた牛ということでございます。

○三森委員 ありがとうございます。

○熊谷委員長 ほかに御意見、御質問はありますか。

佐藤委員。

○佐藤委員 輸入禁止措置をとられる前は、多分、デンマークからも輸入があったと思うのですが、牛肉あるいは内臓など、どの程度の輸入量があったか教えていただけますか。

○三木輸入食品安全対策室長 デンマークからの輸入につきましては、1996年から、輸入が禁止されたのが2001年でございますので、それまでの約5年間で、牛肉が大体900トン、牛の内臓、これはEUいずれと同じような形になりますけれども、舌とか胃が中心になりますが、これが大体850トン。あとは加工品、これは牛肉の含まれたソーセージとかでございます。これが約3,100トンということになってございます。

○佐藤委員 どうもありがとうございました。

○熊谷委員長 ほかに御意見、御質問はありますか。

非定型の、これはアクティブ・サーベイランスで見つかったものですか。それから、年

齢はいくつだったかわかりますか。

○三木輸入食品安全対策室長 これは死亡牛で見つかっておりまして、1990年生まれで年齢が14歳、168カ月齢ということでございます。

○熊谷委員長 わかりました。どうもありがとうございました。

ほかに御意見、御質問はありませんか。

それでは、本件につきましては、プリオン専門調査会において審議することとします。

三木室長、ありがとうございました。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

器具・容器包装1品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の受付が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○関野評価第一課長 お手元の資料2を御用意いただきたいと思います。少し厚目の資料になります。フタル酸ベンジルブチルに関しまして、国民からの意見・情報の募集の結果を中心に御報告したいと思います。

一応おさらいということで、このフタル酸ベンジルブチルに関します審議経過を御紹介させていただきます。3ページをお願いいたします。3ページの上のほうからの記載でございますが、2013年から器具・容器包装専門調査会を中心に審議を行ってまいりまして、ことしの2月17日の第549回「食品安全委員会」にて審議結果を報告させていただき、その翌日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行いました。その結果を本日御報告させていただきますけれども、本剤のフタル酸ベンジルブチルに関しますプロファイル等に関しまして、8ページから記載がございますので、こちらも適宜御参照いただければと思います。基本的な用途は器具・容器包装材料として使うわけですが、特にプラスチックの可塑剤として使われる物質がフタル酸ベンジルブチルでございます。

8ページの冒頭、I. に書いてございますとおり、本剤は既に御評価をいただき、リスク管理機関である厚労省にお返ししたDEHP及びDBPを含めまして合計6つのフタル酸エステルに関しまして諮問をいただいているものでございまして、このフタル酸ベンジルブチルが3つ目ということになります。

この評価書の中の食品健康影響評価につきましては、191ページにまとめてございます。

一応おさらいということで、191～193ページにTDIを含めて記述がございますので、御参照いただければと思います。

そして、今回の国民からの意見・情報の募集の結果についてでございますけれども、この資料の後ろから2枚目をお開きいただきたいと思っております。右上に「参考」ということでクレジットをつけているページでございます。この表にまとめてございまして、30日間の期間の間、1通の御意見をいただいております。

まず、その意見の概要を御紹介させていただきますと、この表の左側の欄になります。膨大な資料はよく整理されておりますというお言葉をいただいた後、1. ～3. に記述がございますが、まず1. のところでございます。本資料の最大の目的はヒトへのリスクを可能な限り正確に評価することだろう。それが最も重要ではないかということで、2. でございますが、ヒトへの影響に関する情報を要約したものをまず記載したらどうか。そして、最後の3. でございますが、ヒトへのリスクについて、そのほうが国民は理解しやすいと感じたという御意見でございます。

これに対します回答でございます。右側の欄になりますけれども、理解のしやすさということで申し上げますと、我々の評価書のつくり方といいますのは、調査会での審議してきた流れ、順番ということも考慮いたしましてまとめてございまして、動物実験の結果を評価し、審議し、そして、ヒトでのデータ、集められた文献を初めとした知見等に基づいて審議していただきという、その流れに沿ってまとめているということで、これが一つの理解のしやすさとも言えるのではないかと思います。

あと、先ほど申し上げましたとおり、6つのフタル酸エステル類の評価依頼を受けている中で、今回3つ目でございます。これまで評価を行いました2つのフタル酸エステルについても同じようなつくりをしておりますので、それに倣った形で今回まとめさせていただきます。我々の考えを御説明したいということでの回答にさせていただきます。

それと、一番最後のページにつけてございますが、幾つか誤記等、あるいは平仄が整っていないところがございますので、最後の1枚の裏表を使いまして、今回の評価書の変更点を修正前、修正後という対比表のような形でまとめさせていただきます。

なお、ここに列記いたしましたもの以外に2カ所、さらに修正をかける必要がある部分がございます。内容的には、この裏表の紙の表側のページの表の一番下に「P135」と書いている部分でございます。この続きが次の裏面、最後のページになっているのですが、この表の中に使われております言葉「MDI」というものの漢字で表記したものを「精神発達指標」という言い方から、今回「心理発達指標」と直します。それとあわせて「PDI」というものを「精神運動発達指標」という表現から「精神」という言葉を取りまして「運動発達指標」という形に直させていただきたいと思っておりますが、これと同様の修正をかけるべきところが2カ所ございましたので、それを追記して、最終的な正誤表としたいと思っております。

その場所は195ページになります。略称をまとめたところがございます、195ページの中ほどから少し上のところに「MDI」というのがございまして、ここで「精神」という言葉が残っておりますが、「精神」を「心理」に変えさせていただきます。それと、下から見て8つ目に「PDI」という言葉があります。その「精神運動発達指標」という言葉の「精神」の2文字を削除させていただきます。これもあわせて正誤表のような形で変更点ということで修正の上、最終的な評価書としたいと考えているものでございます。

内容的には、先ほどのパブリックコメントの意見に対する回答も含めまして、評価の内容に変更なしということで御了解いただければ、リスク管理機関にお返ししたいと考えているものでございます。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただいまの説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いします。

質問なのですが、参考のところの回答の「実験動物等における影響を記載した後に、ヒトにおける影響を記載しております」ですけれども、これは評価書本体ということでよろしいですね。といたしますか、評価書全体なのかな。そういうことですね。

○関野評価第一課長 全体が本文なのですが、6ページの要約のところもそうですが、8ページから始まりますそれぞれ項目ごとに分けております記述のところ。それから、場合によっては最後の191ページの食品健康影響評価。それぞれが体内動態から始まりまして、毒性、ヒトでの疫学研究の結果も含めた内容という流れでつくられておりますので、全てにつながる部分かと思えます。

○熊谷委員長 わかりました。

ほかに質問はありますか。御意見でも結構です。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、器具・容器包装専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、フタル酸ベンジルブチル（BBP）の耐容一日摂取量を0.2mg/kg体重/日と設定するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（3）食品安全委員会の運営について（平成27年1月～3月）

○熊谷委員長 それでは、次に移ります。

「食品安全委員会の運営について（平成27年1月～3月）」です。

事務局から報告してください。

○山本総務課長 それでは、資料3に基づき、御報告いたします。

まず、食品安全委員会の開催状況につきましては、月ごとに整理をしております。この資料の1～3ページが1月の関係でございます。要請案件と結果通知案件について記載をしております。結果につきましては、グルコン酸亜鉛等の評価結果を通知しております。また、3ページ「その他」のところでございますが、企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況等について報告をしております。

続きまして、4～5ページが2月の関係でございます。同じように、要請案件と結果通知案件について記載をしております。豚の食肉の生食等の評価結果について通知をしております。また、5ページの「その他」のところでございますが、自ら評価の審議の結果に基づきまして、フモニシン、食品添加物や食物アレルギー、ノロウイルス、カンピロバクター及びいわゆる健康食品につきましては、取り組み方針を決定していただいております。また、平成27年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画につきましても決定をいただいております。

6～9ページが3月の関係でございます。同じように、要請案件、結果通知案件を記載しております。高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性等の評価結果について通知をしたところでございます。また、9ページの「その他」のところでございますが、平成27年度食品安全委員会運営計画を決定いただくとともに、平成26年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件としてフモニシンを決定いただいたところでございます。また、27年度の研究の新規対象課題、調査対象課題、26年度の研究課題の中間評価を決定しております。そのほか、食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」の結果の報告をしております。

専門調査会の運営につきましては、10ページ、11ページでございます。専門調査会ごとに調査審議案件を掲載しております。

続きまして、12ページからが意見交換会の開催でございます。食品安全委員会が主催するものとしては、全5回の意見交換会を開催しております。そのほか、他団体が主催するものへの講師派遣として全18回でございますけれども、派遣をしております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただいまの報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がありましたらお願いします。

5ページの豚の食肉の生食の部分なのですが、この①は「リスクが高く、生食を禁止することは妥当」とあるのですが、これは評価書もそのような表現になっていましたか。ちょっと今、評価書が手元にないかもしれませんが。

○山本総務課長 基本的には評価書を引用しております。

○熊谷委員長　　そうですか。リスクを低減するためには確かに妥当なのですけれども、余り評価書と変えるわけにもいかないので、わかりました。

ほかに御意見、御質問はありますか。よろしいですか。

(4) その他

○熊谷委員長　　ほかに議事がありますか。

○山本総務課長　　ございません。

○熊谷委員長　　これで本日の委員会の議事は全て終了しました。

次回の委員会会合につきましては、来週4月14日火曜日14時から開催を予定しております。

また、あした8日水曜日14時から「新開発食品専門調査会」が非公開で、10日金曜日14時から「農薬専門調査会幹事会」が公開で、来週13日月曜日14時から「添加物専門調査会」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第556回「食品安全委員会」会合を閉会します。

どうもありがとうございました。